

平成 30 年 11 月 30 日

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震を受けた
食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用の終了について

消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地への食品の円滑な供給を図るために実施していた食品表示基準の弾力的な運用について、平成 30 年 12 月 31 日をもって終了する旨を、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知しましたので、お知らせします。

<添付資料>

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

担当者：川島、吉川

TEL : 03-3507-8800 (内線 2612)

直通 : 03-3507-9126

農林水産省消費・安全局

消費者行政・食育課食品表示・規格監視室

担当者：三上、添野

TEL : 03-3502-8111 (内線 4485)

直通 : 03-6744-2100

厚生労働省健康局

がん・疾病対策課

担当者：貝沼、磯

TEL : 03-5253-1111 (内線 2359)

消表対第1606号
30消安第4285号
健が発1130第1号
平成30年11月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
(公印省略)

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について

このことについて、別紙に掲げる通知を発出し、食品表示法（平成25年法律第70号）の運用を緩和する措置を講じてきたところですが、平成30年12月31日をもってこれらの通知を廃止することとしましたので、対応方よろしくお願ひします。

(別紙)

- 1 「平成 30 年 7 月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 30 年 7 月 13 日付け消表対第 798 号、30 消安第 2220 号及び健が発 0713 第 1 号)
- 2 「平成 30 年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 30 年 9 月 7 日付け消表対第 1027 号、30 消安第 3023 号及び健が発 0907 第 1 号)